

有機溶剤作業主任者技能講習のご案内

職場における危険または有害な作業のうち、労働災害を防止するために特に管理を必要とするものについては、事業者は作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮その他必要な事項を行わせなければならないことが労働安全衛生法に定められています（第14条）。

屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省で定める場所において有機溶剤（当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセント（%）を超えて含有するものを含む）を製造し、又は取扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業にあつては、「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了した者の中から作業主任者を選任しなければならない事になっています。

本講習は「有機溶剤作業主任者」の資格を取得するための講習です。

「有機溶剤作業主任者」とは

- ①作業に用いる有機溶剤による汚染や溶剤の吸入を防いだ作業方法を決定し、従事労働者の作業を指揮する。
- ②局所排気装置、ブッシュプル型換気装置または全体換気装置の点検
- ③保護具の使用状況の監視
- ④タンクの内部における作業の有機溶剤中毒防止措置が講じられていることの確認等を行う責任者です。

職場の有資格者確保のため、また安全管理の向上のため受講されますようご案内します。

- (1) 講習日程 平成31年2月20日（水） 9:00～17:00
21日（木） 9:00～18:00

- (2) 場 所 淀川産業会館 3階会議室 （阪急神戸線十三駅下車徒歩5分）

※ 自動車・自転車でのご来場はご遠慮下さい。（駐車場・駐輪場はございません）

- (3) 受講料

会 員	非会員
11,744円	12,744円

※会員はテキスト代を助成します。

- (4) 申込方法 （満席の場合は受付できませんので、必ず申込みの前に電話でご確認ください。）

- 来 会 ①受講申込書 ②写真2枚 ③本人確認書類 ④受講料 をご持参の上、当協会までお越し下さい。
- 銀行振込 先に銀行口座(下記)に受講料をお振込み頂いた後、下記の書類をご郵送下さい。
①受講申込書 ②写真2枚 ③本人確認書類 ④振込書のコピー
⑤返信用封筒(82円切手貼付・送付先明記)

【振込先】 銀行名：りそな銀行三国支店 普通預金
口座番号：6639357
口座名義：一般社団法人淀川労働基準協会

※振込手数料は貴社にてご負担願います。

- 現金書留 ①受講申込書 ②写真2枚 ③本人確認書類 ④受講料
⑤返信用封筒(82円切手貼付・送付先明記)を現金書留の中に入れてご郵送ください。

- (5) 申込先 一般社団法人 淀川労働基準協会

〒532-0006 大阪市淀川区西三国2-18-16

TEL 06-6396-5601 FAX 06-6396-5602

※注意事項

- (1) テキストの改訂によりテキスト代が変わった場合、受講料も変更となります。
- (2) 振込書の控えを領収書にかえさせていただきます。
- (3) 講習日前7日以内でのキャンセルについては受講料は返金できませんのでご注意ください。
但し、1回限り次回へ変更することが可能です。
- (4) 参加者が5名に満たない場合は、中止とさせていただきます。

